

第3回 三条市避難所検討委員会資料

平成24年7月26日

三条市

前回からの修正点

| 旧 | | | 新 | | |
|-------------------------|--------------|--------|---------------------------------------|--------|--------|
| 【浸水用避難施設の選定基準】 | | | 【浸水用避難施設の選定基準】 | | |
| 逃げどきマップでの表示※ | 鉄骨・鉄筋造 | | 鉄骨・鉄筋造 | | 木造 |
| | 2階建て | 3階建て以上 | 2階建て | 3階建て以上 | 2階建て以上 |
| 赤色囲い | × | ○ | △ | △ | × |
| ピンク | × | ○ | × | ○ | × |
| 上記以外の地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○選定可 ×選定不可 | | | ○選定可 △積極的に選定できないが他に施設がない場合のみ選定可 ×選定不可 | | |
| 【土砂災害用避難施設の選定基準】 | | | 【土砂災害用避難施設の選定基準】 | | |
| | 鉄骨・鉄筋コンクリート造 | | 鉄骨・鉄筋コンクリート造 | | 木造 |
| | 2階建て以上 | | 2階建て以上 | | 2階建て以上 |
| 土砂災害危険箇所 | ○ | | △ | × | |
| 土砂災害特別警戒区域 | ○ | | △ | × | |
| 上記以外の地域 | ○ | | ○ | ○ | |
| ○選定可 ×選定不可 | | | ○選定可 △積極的に選定できないが他に施設がない場合のみ選定可 ×選定不可 | | |

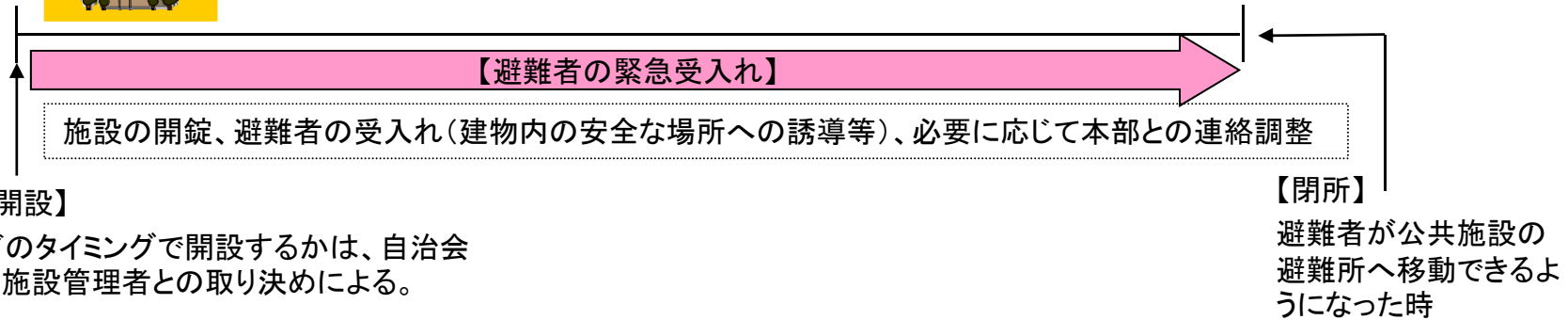
開設・運営方法

民有施設を緊急避難場所として開設した場合

民有施設



- ◇開設者…自治会、施設管理者
- ◇役割…避難者の緊急受入れ



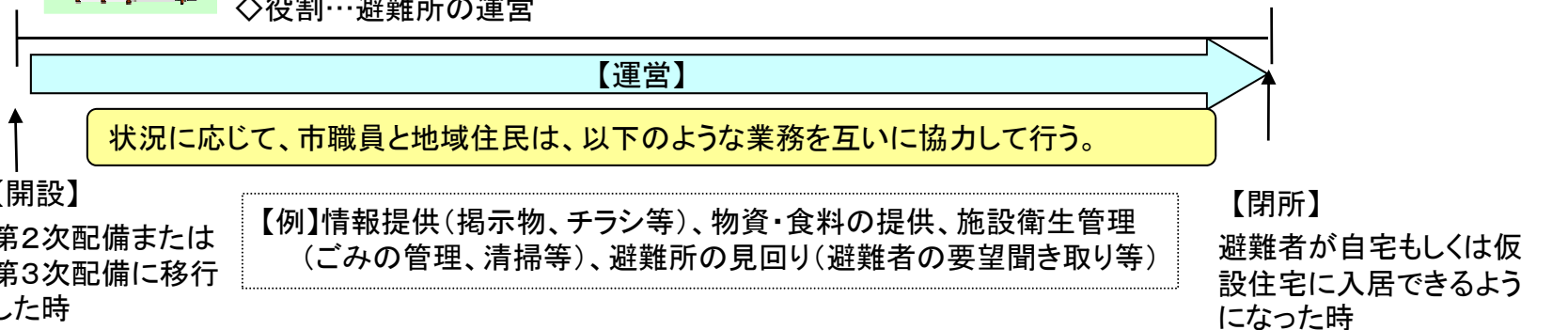
公共施設を避難所として開設した場合

公共施設



- ◇開設者…市職員
- ◇運営者…市職員、地域住民
- ◇役割…避難所の運営

※この場合の公共施設は、第1次、第2次、その他避難所に指定されている施設のみを指す。



開設方法に関する課題

【方法】

【課題】

夜間・休日等の施設閉所中に災害が起きた時の開設

開設に係る時間を短縮し、速やかに避難者の受入れを可能にする。

〔 公共施設の場合 〕

■ 職員が参集し開設（現行の方法）

被害や道路状況により、参集に時間がかかる。

■ 自治会判断による緊急開設
（施設管理者と自治会による合意形成を前提とし、双方で鍵を保有する。）

学校等の鍵を預かることにより、自治会が管理上の責任を負う。盗難や紛失への対処が必要

職員の参集による開設を基本とし、その上で鍵の預かりを希望する自治会については、あらかじめ個別に学校と協議し、合意が取れた場合は、自治会が鍵を管理し、緊急開設を行う。

〔 私有施設の場合 〕

■ 施設管理者による開設

私有施設により営業時間等が異なるため、時間外に開設する必要が生じた場合、対応が遅れる可能性がある。

利用可能な時間帯を交渉の際に取り決める。

■ 自治会による開設

私有施設の管理者が鍵を自治会と共有することに、営業上支障があると判断すると採用できない。

施設管理者による開設を基本とし、その上で自治会での鍵の保有が可能な施設のみ自治会による開設を行う。